

分類		環境配慮品目名	判断基準
盛土材等			
1	建設汚泥から再生した処理土	①建設汚泥から再生した処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。	
アスファルト混合物			
2	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
路盤材			
3	再生骨材等	コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
混合セメント			
4	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。	
5	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。	
備考1 「高炉セメント」については、JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。			
備考2 「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。			
コンクリート及びコンクリート製品			
6	透水性コンクリート	透水係数 $1 \times 10^{-2}$ cm/sec以上であること。	
備考3 雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。			
備考4 JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。			
塗料			
7	下塗用塗料（重防食）	鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。	
園芸資材			
8	パークたい肥	以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には蓄ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物） : 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 : 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） : 70meq/100g以上 ・pH : 5.5~7.5 ・水分 : 55~65% ・幼植物試験の結果 : 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物） : 0.5%以上 ・りん酸全量〔P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> 〕（現物） : 0.2%以上 ・加里全量〔K <sub>2</sub> O〕（現物） : 0.1%以上	
9	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ※土壌改良資材として使用される場合も含む	以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には蓄ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ①製品に含まれる有害化学物質の含有量が下記の数値以下であること。 ・ヒ素 : 0.005% ・カドミウム : 0.0005% ・水銀 : 0.0002% ・ニッケル : 0.03% ・クロム : 0.05% ・鉛 : 0.01% ②その他の制限事項 ア. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 イ. 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 ウ. 有機物の含有率（乾物） : 35%以上 エ. 炭素窒素比〔C/N比〕 : 20以下 オ. pH : 8.5以下 カ. 水分 : 50%以下 キ. 窒素全量〔N〕（現物） : 0.8%以上 ク. りん酸全量〔P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> 〕（現物） : 1.0%以上 ケ. アルカリ分（現物） : 15%以下（ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）	

道路照明	
10 LED道路照明	<p>LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が別表 1 の 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が別表 1 の 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命は90,000時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が別表 1 の 3 に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>

備考5 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及びJIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法—第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

備考6 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LEDモジュールの規定光束）の80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

タイル	
11 セラミックタイル	<p>①原料に再生材料（別表 2 の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p>

建具	
12 断熱サッシ・ドア	<p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>※「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成26年経済産業省告示第234号）、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成26年経済産業省告示第235号）による。</p>

製材等	
13 製材	①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
14 集成材	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
15 合板	
16 単板積層材	
17 直交集成板	

備考7 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。

備考8 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

備考9 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

備考10 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。  
国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。  
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎月1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。  
なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

再生木質ボード	
18 パーティクルボード	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）
19 繊維板	②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木以外の木質材料にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
20 木質系セメント板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。 ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

備考11 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460Iによる。

備考12 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。  
木質系セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。  
また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。

備考13 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

断熱材	
21 断熱材	<p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>※「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成25年経済産業省告示第270号）による。</p>

備考14 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

照明機器	
22 照明制御システム	連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。

変圧器	
23 変圧器 ※別表3の1に該当するものを除く	エネルギー消費効率が別表3の2に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。

空調用機器	
24 吸収冷温水機	<p>JIS B 8622に定める方法で算出した冷房の成績係数（冷凍能力が352kW未満で1.20以上、352kW以上で1.45以上）であること。</p> <p>※冷凍能力が105kW以上のものを対象とする。 ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。</p>
25 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	<p>①期間成績係数が別表4に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ※JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。 ※期間成績係数（APFp）の算出方法は、JIS B 8627による。</p>

配管材	
26 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が別表5に示された区分の数値以上であること。

備考15 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

備考16 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。  
「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。  
「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797の3.a)4)、JIS K 9798の3.a)4)及びAS 58の3.1による。

衛生器具	
27 自動水栓	電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
28 自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
29 洋風便器	洗浄水量が6.5L/回以下であること

備考17 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。  
洋風便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

別表1の1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力（10 LED道路照明）

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力	
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m <sup>2</sup> 歩道有り	125 VA	
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m <sup>2</sup> 歩道無し		
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m <sup>2</sup> 歩道有り	180 VA	
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m <sup>2</sup> 歩道無し		
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m <sup>2</sup> 高規格	175 VA	
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m <sup>2</sup> 歩道有り	95 VA	
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m <sup>2</sup> 歩道無し		
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m <sup>2</sup> 歩道有り	125 VA	
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m <sup>2</sup> 歩道無し		
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m <sup>2</sup> 高規格	120 VA	
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m <sup>2</sup> 歩道有り	70 VA	
	ℓ	平均路面輝度 0.5 cd/m <sup>2</sup> 歩道無し		
歩道照明	—	平均路面照度 5 lx	20 VA	
	—	平均路面照度 10 lx	40 VA	
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx	160 VA	
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx	125 VA	
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx	95 VA	
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx	95 VA	
	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx	70 VA	
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx	70 VA	
	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx	125 VA		
—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx	95 VA		
—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx	70 VA		
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx	180 VA		
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95 VA		
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180 VA		
—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95 VA		

※1 「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」（平成27年3月 国土交通省）による。

※2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

※3 電球色LEDを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

別表1の2 トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力（10 LED道路照明）

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力	
一般国道等 車道幅員6～7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度40(km/h) 2車線 0.75(cd/m <sup>2</sup> ) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度50(km/h) 2車線 0.95(cd/m <sup>2</sup> ) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度60(km/h) 2車線 1.15(cd/m <sup>2</sup> ) 千鳥	65 VA
	x	設計速度40(km/h) 2車線 1.5(cd/m <sup>2</sup> ) 千鳥	65 VA
	y	設計速度40(km/h) 2車線 1.5(cd/m <sup>2</sup> ) 向合せ	40 VA
	z	設計速度50(km/h) 2車線 1.9(cd/m <sup>2</sup> ) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度50(km/h) 2車線 1.9(cd/m <sup>2</sup> ) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度60(km/h) 2車線 2.3(cd/m <sup>2</sup> ) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度60(km/h) 2車線 2.3(cd/m <sup>2</sup> ) 向合せ	65 VA
	高速自動車国道等	dd	設計速度70(km/h) 2車線 3.2(cd/m <sup>2</sup> ) 千鳥
ee		設計速度70(km/h) 2車線 3.2(cd/m <sup>2</sup> ) 向合せ	65 VA
ff		設計速度80(km/h) 2車線 4.5(cd/m <sup>2</sup> ) 千鳥	125 VA
gg		設計速度80(km/h) 2車線 4.5(cd/m <sup>2</sup> ) 向合せ	95 VA

※1 「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月国土交通省)による。

※2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

別表1の3 トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力（10 LED道路照明）

種別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

※1 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLEDトンネル照明器具をさす。

別表2 (11 セラミックタイル)

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂(キラ)	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
廃プラスチック	
建材廃材	
廃ゴム	
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

別表3の1 (23 変圧器)

除外品
① 定格一次電圧が600V以下のもの
② 定格一次電圧が7000Vを超えるもの
③ 交流以外の電路に使用されるもの
④ 絶縁材料としてガスを使用するもの
⑤ H種絶縁材料を使用するもの
⑥ スコット結線変圧器
⑦ 3以上の巻線を有するもの
⑧ 柱上変圧器
⑨ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
⑩ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
⑪ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
⑫ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
⑬ 風冷式又は水冷式のもの

別表3の2 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式 (23 変圧器)

変圧器の種類別	区分			基準エネルギー消費効率算定式
	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器 ※絶縁材料として絶縁油を使用するもの	単相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三相	50Hz	$\leq 500\text{kVA}$	$E=16.6S^{0.696}$
			$> 500\text{kVA}$	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	$\leq 500\text{kVA}$	$E=17.3S^{0.678}$
			$> 500\text{kVA}$	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器 ※樹脂製の絶縁材料を使用するもの	単相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三相	50Hz	$\leq 500\text{kVA}$	$E=23.9S^{0.659}$
			$> 500\text{kVA}$	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	$\leq 500\text{kVA}$	$E=22.3S^{0.674}$
			$> 500\text{kVA}$	$E=19.4S^{0.737}$

※1 E：基準エネルギー消費効率（単位：W）

※2 S：定格容量（単位：kVA）

※3 JIS C 4304及びC 4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあつては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。

※4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第71号（平成24年3月30日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

別表4 期間成績係数 (25 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機)

区分	期間成績係数 (APFp)
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上
冷房能力が56kW以上	1.70以上

別表5 リサイクル材料使用率 (26 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管)

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%